

# 稻敷市庁舎建設基本計画

2008年9月

稻 敷 市

## 目 次

<b>1. はじめに</b>	.....	1
1-1 基本計画の目的		
1-2 基本計画の位置づけ		
1-3 基本構想の整理		

<b>2. 新庁舎の施設整備の考え方</b>	.....	5
------------------------	-------	---

### **基本方針**

2-1 市民にわかりやすく、開かれた庁舎		
2-2 市民の生命や生活を守り、環境に配慮した、信頼感のある庁舎		
2-3 社会情勢の変化対応できる、フレキシブルで長寿命な庁舎		

<b>3. 新庁舎に求められる部門構成</b>	.....	1 5
-------------------------	-------	-----

<b>4. 機能空間の考え方</b>	.....	1 7
--------------------	-------	-----

<b>5. 設備計画の考え方</b>	.....	2 2
--------------------	-------	-----

<b>6. 敷地配置計画</b>	.....	2 5
------------------	-------	-----

<b>7. 新庁舎の規模算定</b>	.....	2 8
--------------------	-------	-----

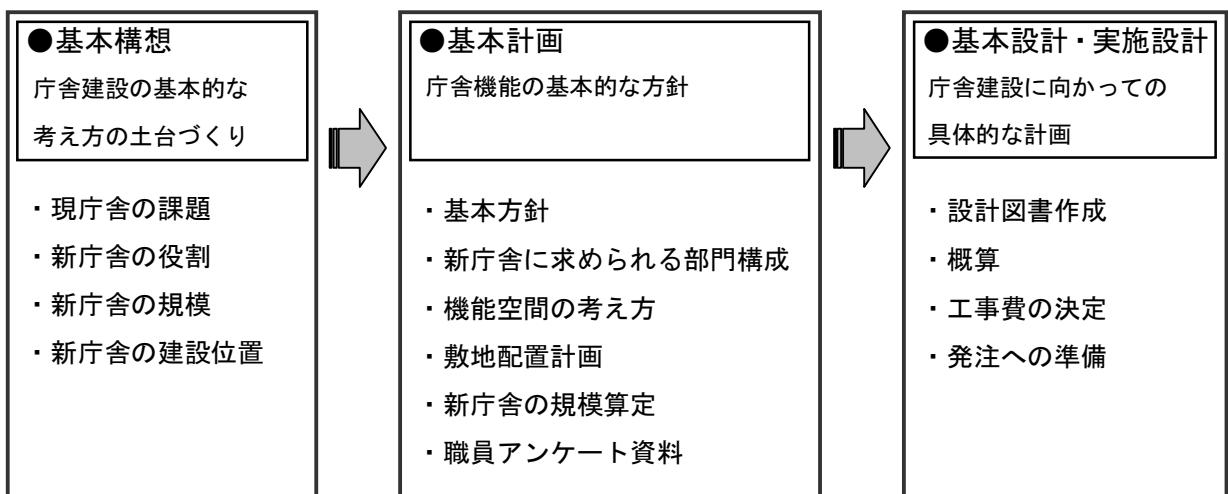
# 1. はじめに

## 1-1. 基本計画の目的

2008年3月に策定された「稲敷市庁舎建設基本構想」では、新庁舎建設にあたり、合併後の行政運営のあり方を検証し、本市が目指す将来像を明らかにし、現庁舎が抱える課題の分析を通じて、新庁舎の必要性を確認し、さらには基本的な考え方を示した。「稲敷市庁舎建設基本計画」では、より具体的な事案や条件の検討を行い、稲敷市が目指す庁舎のあり方や、今後の「基本設計」「実施設計」に活かす具体的な方針を示すものである。

## 1-2. 基本計画の位置づけ

基本構想で示した基本的な考え方を踏まえ、新庁舎建設のための「基本方針」を設定し、庁舎の「部門構成」を明確にした後に、施設計画の考え方を示す「機能空間の考え方」、敷地利用の考え方を示す「敷地配置計画」、必要諸室のモデル検討による「規模算定」などについての方針を策定していく。



### **1-3. 基本構想の整理**

基本構想では、下記項目について検討がなされ、新庁舎の基本的な考え方や規模、建設予定地が示されている。

#### **1) 現庁舎の課題**

現庁舎が抱える問題点を次の4つの課題として示されている。

##### **○庁舎の老朽化**

現在の耐震基準以前の建物が6棟中4棟もあり、耐震改修費用や大規模改修費用に20億円弱の費用が必要となる。

##### **○市民サービスの低下**

町村合併により、庁舎の機能が分散化され、利用者の利便性が損なわれている。庁舎のホールやロビーはスペースが不足しており、市民のためのスペースとして機能していない状況にある。

##### **○バリアフリー化への課題**

バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入への対応が遅れており、利用者への安全面での配慮が不十分である。

##### **○業務効率の低下**

分散した庁舎、執務室の狭隘化、会議室等の不足、情報システムの対応への限界等により、業務効率の低下や市民サービスの質の低下につながる恐れがある。

#### **2) 新庁舎の必要性**

前項で示した課題を解決するため、新庁舎の必要性が次のように整理されている。

##### **○一箇所で用事が済む庁舎**

##### **○誰もが利用しやすい庁舎**

##### **○効率化、経済性など長期的視野に立った庁舎**

##### **○防災拠点として市民を守れる庁舎**

##### **○統合した市の一体感を感じられる庁舎**

##### **○新しい市のイメージアップが図れる庁舎**

### 3) これからの行政サービス

新庁舎に求められる今後の行政サービスの方向性が、次のように示されている。

#### ○地方分権と行政サービスの向上

自治体経営のスリム化と効率化、公平で質の高い市民サービスを目指す。

#### ○情報化への対応と行政事務

市民サービス向上のための申請・届出のオンライン化やワンストップサービスの実現等が挙げられる。

#### ○市民協働と行政サービスの対応

ボランティア、NPO等の市民参加への対応を考慮する。

### 4) 求められる新庁舎の役割

新庁舎に期待される意義と役割を整理して、新庁舎の基本的な考え方を示している。

#### (1) 備えるべき庁舎機能

- 多くの市民が訪れる施設であること
- 庁舎としての建築的基本性能を満たす施設であること
- 庁舎における業務・機能の将来像を見据えた施設であること
- 景観など地域性に配慮した施設であること

#### (2) 新庁舎の具体像

- 市民に開かれた庁舎
- 市民サービスの向上と柔軟性のある組織運営につながる庁舎
- 議会活動を推進する場
- 防災センターとしての機能を持った施設
- 情報化に対応できる施設
- 環境配慮型庁舎（グリーン庁舎）への対応
- 経済性・耐久性の配慮と維持管理まで考慮した庁舎
- デザイン性やコンセプトの構築

## 5) 新庁舎の規模

基本構想では、9,700 m<sup>2</sup>を適正規模と示しており、基本計画においては各室の必要面積を積み上げ、検証を行い、全体規模を算出するとしている。

## 6) 新庁舎の建設予定地

基本構想では、都市基盤整備の一環としての「I. まちづくり」の観点や地域住民にとっての「II. 利便性」、防災拠点の観点からの「III. 安全性」、用地取得の「IV. 実現性と経済性」の4つの項目について分析・評価し、江戸崎西高等学校の跡地、約5万m<sup>2</sup>が最有力地とされた。

### ○敷地概要（江戸崎西高等学校跡地）

[地名地番] 稲敷市犬塚1570外

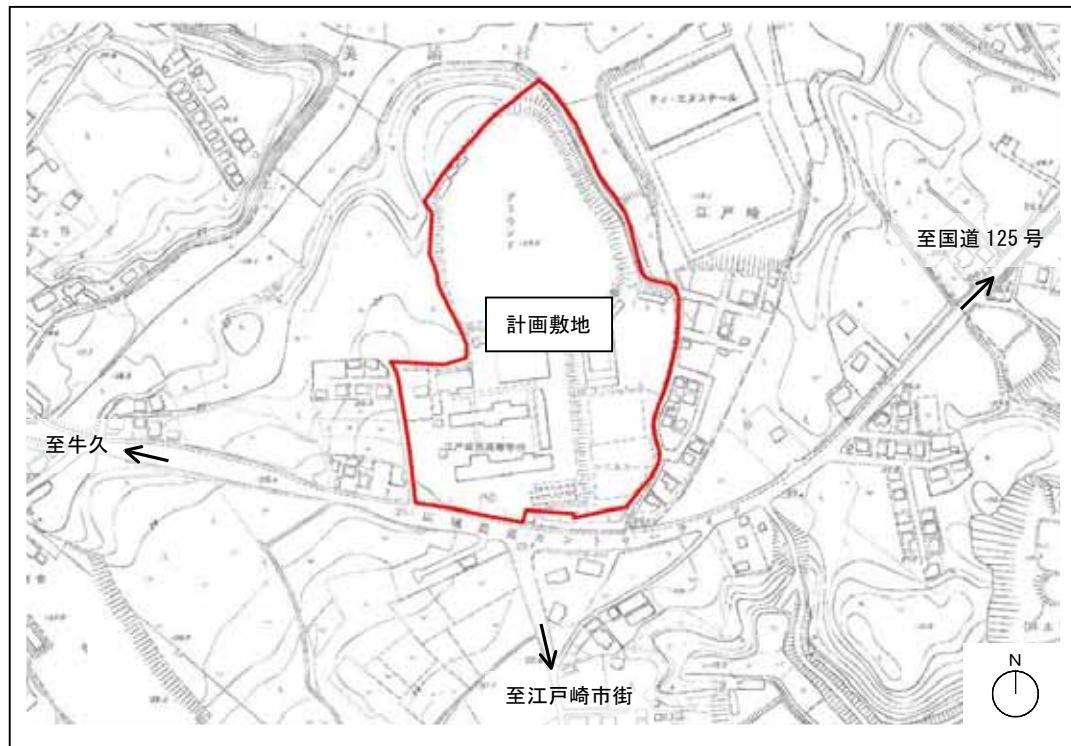
[敷地面積] 約50,172.91m<sup>2</sup>

[用途地域] 都市計画区域内、市街化調整区域

[建ぺい率] 60%

[容積率] 200%

図1 計画敷地



## **2. 新庁舎の施設整備の考え方**

基本構想で、建設候補地として最有力地としてあげられた江戸崎西高等学校の跡地を建設予定地とする。

前項で基本構想において検討された事項を確認したが、さらに今回の基本計画の核になる具体的な基本方針及び施設整備の考え方を示す。

### **基本方針**

新庁舎建設にあたっては、次に掲げる3つの大きな方針を示し、新庁舎の備えるべき姿を設定する。

#### **1) 市民にわかりやすく、開かれた庁舎**

- 利用者にわかりやすい施設構成
- 市民との協働作業が活発に行なわれ、市民交流が盛んな庁舎
- 「総合窓口サービス」の実現への対応
- 市民に開かれた、身近な議会施設

#### **2) 市民の生命や生活を守り、環境を配慮した、信頼感のある庁舎**

- 防災拠点として市民を守る、安心感のある庁舎
- 環境にやさしい庁舎（グリーン庁舎）
- ユニバーサルデザインに対応した人にやさしい庁舎
- 統合した市のシンボルとして、市民が親しみを持てる庁舎

#### **3) 社会情勢の変化に対応できる、フレキシブルで長寿命な庁舎**

- 社会情勢の変化に対応できる、「柔軟性」や「ゆとり」のあるフレキシブルな庁舎
- 庁内のスペースの無駄をなくし、可能な限り「集約」や「統合」を試み、効率的で使いやすい執務環境を持つ庁舎
- 長寿命化に対応した庁舎
- 情報化の急速な変化に対応できる庁舎

## 2-1. 市民にわかりやすく、開かれた庁舎

新庁舎は、地域の行政拠点としての基本的な役割があり、その基本機能を備える施設や設備、将来的な動向を見据えた行政サービスを提供できる施設とする必要がある。

だれもが利用しやすく、わかりやすい施設とともに、市民が交流できる市民開放スペースを備えることで、だれからも親しまれる庁舎となる。また、市民及びNPO法人等と行政が協働できる環境を備えた庁舎とする。

### 1) 利用者にわかりやすい施設構成

訪れた人の役所に対する固いイメージを取り払い、だれもがわかりやすい施設構成とともに、明るいイメージを目指した魅力的な庁舎とする。

- ・ メインエントランスの近くに案内を設置し、きめ細やかで、迅速な対応が可能な計画とする。
- ・ エントランスやロビー空間などは、位置を認識しやすい空間とする。
- ・ 来庁者の目的に応じて、利用者の動線に配慮し、わかりやすい施設構成とする。
- ・ 市民の利用頻度が高い部署は集約し、移動をできるだけ少なくする配慮をする。

### 2) 市民との協働作業が活発に行なわれ、市民交流が盛んな庁舎

最近の傾向として、NPO法人等をはじめとする団体や市民が、自発的に市政の課題に取り組んだり、オープンな会合を開催したりする場合が見受けられる。市民活動の促進や市民協働の場となる、ロビー空間の活用や、市民開放を想定した会議室の活用、野外の市民活動の場など、「市民開放スペース」を考慮することで、市民交流が盛んな庁舎とする。

- ・ 市民参加型の行政活動のための市民開放された空間を備え、市民と行政の協働作業を行なう場とする。
- ・ 夜間や休日開庁時の利用などを考慮し、市民の利用しやすい位置に配置する。

### 3) 「総合窓口サービス」の実現への対応

行政サービスにおけるワンストップ化とは、住民票や印鑑証明の交付、年金、福祉関係など、複数個所にまたがって提供されている関連手続きの窓口を1か所に集約することである。既に各庁舎の総合窓口において、統合された電算システムにより「窓口サービスの総合化」を実施しているところだが、さらなる利便性の追求、取り扱い業務の拡張、システムの変更等に対応できるOAフロワーなどの採用を計画する。

#### ①自動交付機の導入への対応

住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の運用が始まり、住民票の写しの広域交付が可能となっているが、近年、更なる利便性の向上を目指し、印鑑証明証などの諸証明の交付がいつでも受けられるよう自動交付機の導入がなされている。

稲敷市においてもこうした自動交付機の導入に伴う設置等に係るスペースの確保を計画の念頭に入れる。

#### ②住基ネットワーク、住基カード（住民基本台帳カード）による電子自治体への対応

住民基本台帳カード（住基ネット）、公的個人認証により、申請や届出等の行政手続が職場や自宅のパソコンからインターネットを利用して可能となっている。

自宅から申請をして、証明書等を窓口で受け取ると言ったような新たなサービスが始まっています。新庁舎では1階の市民利用頻度が高いエリアに対応できる窓口やスペースを確保する。

### 4) 市民に開かれた、身近な議会施設

執行機関に対し、チェック機能を有する議会は、民主主義の中で一番重要な議決機関である。こうしたことを再認識し、その重要性や活動内容を市民へ積極的にアピールのできる計画とする。

- ・ 議会は行政庁舎と同じ施設内に設置するが、議会の独自性を保つために、行政庁舎との関係に配慮した計画とする。
- ・ 議会の活動が十分発揮できるよう、関係諸室の充実を図る。
- ・ 市民からも身近な存在となるよう、傍聴席への動線はわかりやすく計画する。

- .....
- \* 住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）：  
各地方自治体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して共有するシステム
  - \* 公的個人認証：  
インターネットを通じて行政機関へ申請等を行う際に「なりすまし」「改ざん」等を防止するための電子証明書で、これまでの紙での申請等においての本人自ら作成したものであることを証明する「署名・なつ印」的な役割をなす。

## 2-2. 市民の生命や生活を守り、環境を配慮した、信頼感のある庁舎

新庁舎は、大地震や台風などの大規模災害の発生時に災害対策本部を設置し、的確な指示や指揮、情報の収集、伝達など防災活動の拠点としての機能が求められる。また、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの採用や、環境配慮型の建物として、地域のオピニオンリーダーとしての信頼感のある庁舎とする。

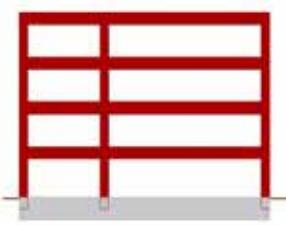
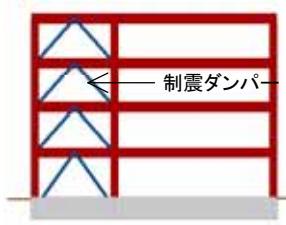
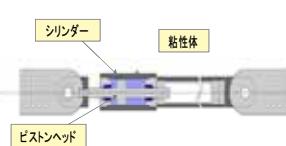
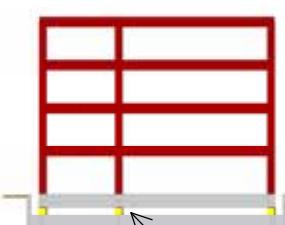
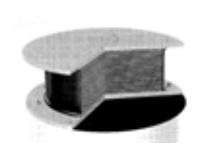
### 1) 防災拠点として市民を守る、安心感のある庁舎

防災活動の中枢としての機能が必要であるとともに、防災拠点として求められる構造躯体の耐震性能を備えた、市民に安心感を与えられる庁舎とする。

#### ① 防災拠点としての耐震性能を高める

- ・ 耐震構造、制震構造、または免震構造の検討を行い、耐震性能を高めた施設とする。
- ・ 災害時において、真っ先に市民の救助と災害への対策、復興に迅速な指示を發揮できるように庁舎を含め災害対策本部への被害を最小限に抑える施設として計画する。

図 2-1 構造形式

	耐震構造(重要度係数1.5)	制震構造	免震構造
概要	柱、梁などの構造部材が塑性化することにより地震エネルギーを吸収する。	主として制震ダンパーが地震エネルギーを吸収することにより、柱、梁などの構造部材の損傷を抑える。	建物と基礎の間に積層ゴムなどのアイソレーターを設けることにより、建物への地震エネルギーの入力を低減する。
断面イメージ		  制震ダンパーの例(粘性系ダンパー)	 

## ② 防災拠点としての性能の確保

- ・ 災害発生時や不測の事態に備え、職員が宿泊待機できる部屋を設け、非常時の警戒や指揮を迅速に行なえる計画とする。
- ・ 災害対策本部を設置できる防災対策室を設置する。また、防災無線や各種測定データを収集、分析する部屋を併設する。
- ・ 防災対策室は庁議室や会議室と兼用とし、日常では通常の会議に使用する。
- ・ 自家発電機設備を設置して、防災活動に支障がない計画とする。
- ・ 非常食や薬品、防災用具等は備蓄倉庫に保管する。また、市内その他備蓄倉庫との連携を図り、物品の備蓄に配慮する。
- ・ 災害対策活動に必要な飲み水の確保、排水設備や電力、通信設備を確保する。
- ・ 敷地内のオープンスペースや庁舎内のロビー空間などを、災害時の一時的な避難場所として活用する。
- ・ 敷地内に防災用井戸の設置を検討をする。

## 2) 環境に配慮した、やさしい庁舎（グリーン庁舎）の実践

二酸化炭素削減を前提とした低炭素社会の中で、自然エネルギーの活用や、廃棄物の抑制、循環型システムの採用などを検討し、環境への負荷を低減する仕組みづくりを新庁舎が地域社会の中で率先して実行する。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部が策定した「官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）」を踏まえ、計画から建築、運用、廃棄までのライフサイクルを通じて、環境負荷の低減や環境保全対策に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）を目指すものとする。

### ① 環境負荷を低減させる手法

- ・ 庁舎の敷地内の位置や向きに配慮した計画とする。
- ・ 高断熱、高気密の手法を検討する。
- ・ 屋上緑化などの緑化対策や、雨水の有効利用に検討する。
- ・ 開口部からの熱の侵入を防ぎ、日射による熱負荷削減の方法を検討する。
- ・ 敷地内での雨水浸透を検討する。
- ・ 省電力型機器などを採用し、消費電力の抑制を検討する。

### ② 自然エネルギーの採用

- ・ 自然換気を取り入れ、空調エネルギー削減を検討する。
- ・ 自然採光を取り入れ、照明エネルギー削減を検討する。
- ・ 太陽光発電の導入を検討する。
- ・ 雨水利用を検討する。

### ③ 周辺環境保全

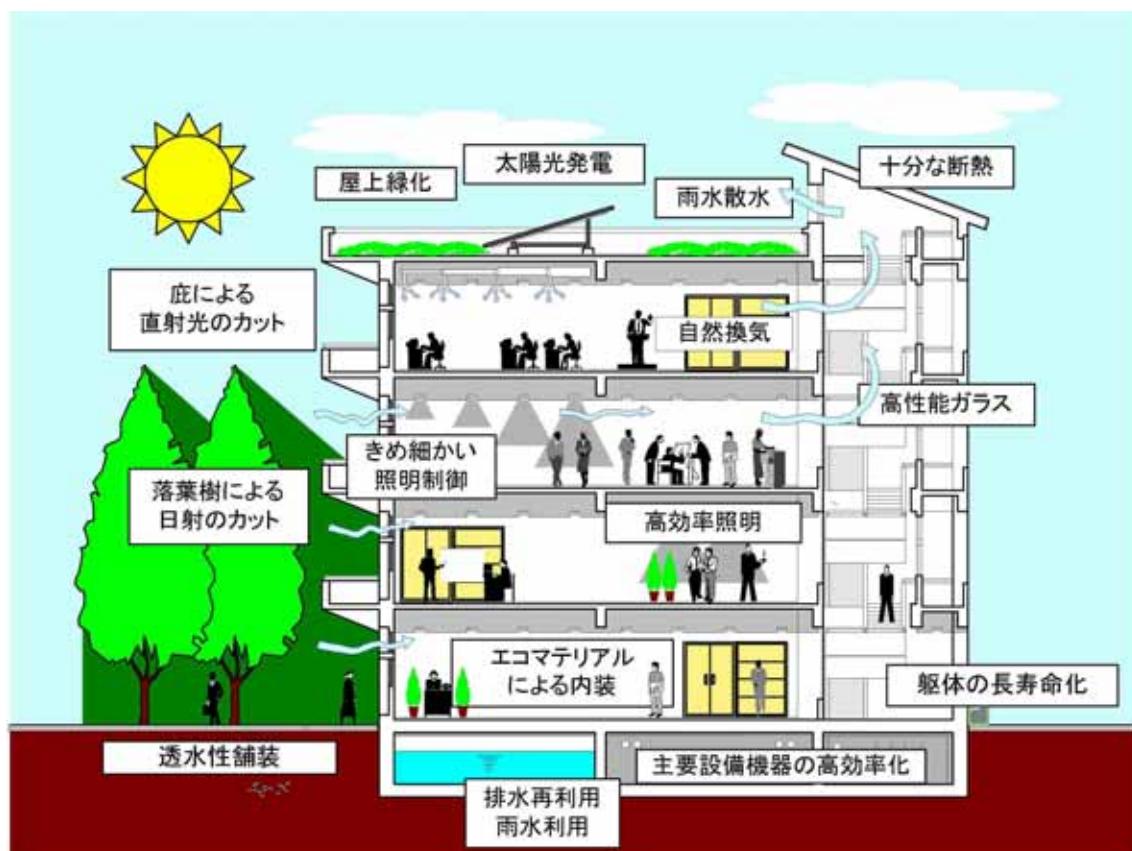
- ・ 敷地内の切土、盛土等を最低限に抑え、建設発生残土の場外処分を減らす。
- ・ 既存樹木は、可能な限り残すことで、自然環境の保全を検討する。
- ・ 敷地境界付近の住宅地には日影やビル風、光害が及ぼないように配慮する。

### ④ 健康への配慮

- ・ VOC（揮発性有機化合物）等の放出量の少ない建材を採用し、人体への影響を極力なくす。
- ・ オゾン層破壊に関与するフロンガスを製造過程で発生する材料は使用しない。
- ・ 喫煙室を備えるなど、被喫煙者の受動喫煙への影響に配慮する。

### ⑤ エコマテリアルの採用

- ・ 環境負荷の少ない自然材料の仕上げ材の採用を検討する。
- ・ 特に地場産材で利用可能な材料をピックアップして、採用を検討する。



国土交通省「グリーン庁舎のイメージ」

出典：グリーン庁舎基準及び同解説 平成17年度版

## ⑥ CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）による環境評価の実践

- 新庁舎の環境性能については、CASBEE による環境性能評価を行い、庁舎に相応しい評価を得ることを目指す。

図 2-2 CASBEE における評価項目の分類

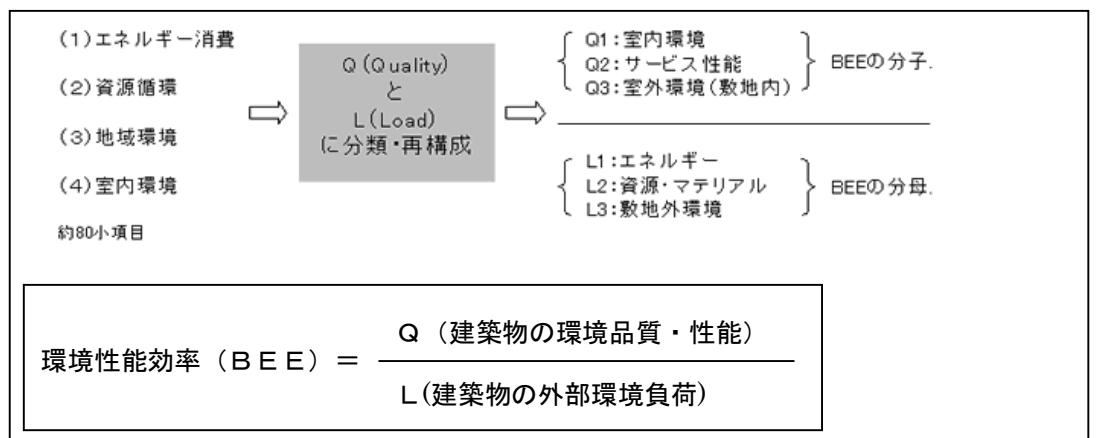


表 2 CASBEE の評価項目一覧

区分	評価項目	
Q-1. 室内環境	1. 音環境	騒音、遮音、吸音
	2. 温熱環境	室温制御、湿度制御、空調方式
	3. 光・視環境	昼光利用、グレア対策、照度、照明制御
	4. 空気質環境	発生源対策、換気、運用管理
Q-2. サービス性能	1. 機能性	機能性、使いやすさ、心理性・快適性
	2. 耐用性・信頼性	耐震・免震、部品・部材の耐用年数、信頼性
	3. 対応性・更新性	空間のゆとり、荷重のゆとり、設備の更新性
Q-3. 室外環境 (敷地内)	1. 生物環境の保全	
	2. まちなみ・景観への配慮	
	3. 地域性、アメニティへの配慮	地域性への配慮・快適性の向上、敷地内温熱環境の向上
L-1. エネルギー	1. 建物の熱負荷抑制	
	2. 自然エネルギー利用	自然エネルギーの直接利用、自然エネルギーの変換利用
	3. 設備システムの高効率化	
	4. 効率的運用	モニタリング、運用管理体制
L-2. 資源・マテリアル	1. 水資源保護	節水、雨水利用・雑排水再利用
	2. 低環境負荷材	資源の再利用効率、持続可能な森林から産出された木材、健康被害のおそれが少ない材料、既存建築躯体などの再利用、部材の再利用可能性、フロン・ハロンの回避
L-3. 敷地外環境	1. 大気汚染防止	
	2. 騒音・振動・悪臭の防止	騒音・振動、悪臭
	3. 風害、日照阻害の抑制	
	4. 光害の抑制	
	5. 温熱環境悪化の改善	
	6. 地域インフラへの負荷抑制	

(財)建築環境・省エネルギー機構「評価項目の分類」「評価項目」

\* CASBEE(キャスビー:建築物総合環境性能評価システム)：  
建築物の環境品質・性能と建築物の環境負荷の両側面から評価し、建築物の総合的な環境性能を評価するシステムのこと。

### 3) ユニバーサルデザインに対応した、人にやさしい庁舎

稲敷市では、65歳以上の人口比率が平成20年で24%を超えており、今後さらに高齢化が進むことが予測される。バリアフリーへの対応や、来庁した誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応した人にやさしい庁舎とする。

- ・ 誰もが利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点に立った施設とする。
- ・ 案内表示、誘導表示等は、誰にでもわかりやすいものとする。
- ・ 総合案内板はわかりやすい場所に設置する。
- ・ 乳幼児を連れた人が、安心して授乳できる授乳室の設置をする。
- ・ 車椅子での利用に配慮した「だれでもトイレ」を設置する。
- ・ 各課窓口のカウンターは、車椅子でも対応できる低いカウンターの設置に配慮する。
- ・ 身障者対応のエレベーターを設置する。

### 4) 統合した市のシンボルとして、市民が親しみの持てる庁舎

市民の心の拠り所になるような庁舎を考え、独自のコンセプトに基づいた緻密なデザインを構築し、稲敷市のオリジナリティを具現化する。『統合したこと』=『良い結果をもたらすこと』へのシンボルが新庁舎へ集約され、市民から愛され、市民として誇りを持てる庁舎とする。

#### ① 新庁舎のデザイン

- ・ 機能的で無駄のないものとし、新しく統合した市の象徴として市民に愛され、親しまれる計画とする。
- ・ 稲敷市のシンボルとしての庁舎を意識した計画とする。

#### ② 景観への配慮

- ・ 前面道路からの新庁舎の見え方に配慮した計画とする。
- ・ 周辺環境及び景観との調和に配慮した計画とする。

.....  
\*バリアフリー :バリア(障壁)をなくすこと。建築用語では、建物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障害者や高齢者などが生活するのに支障のない構造や仕様にすること。

\*ユニバーサルデザイン :「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なデザイン。

## 2-3. 社会情勢の変化に対応できる、フレキシブルで長寿命な庁舎

庁内の組織変更などの将来的な動向を見据えて、フレキシビリティ（自由度）が高く、容易に変更や更新が可能な施設とすることで、長く使える庁舎となる。また、構造形式や仕上材料を考慮することで、より長寿命な庁舎とする。

### 1) 社会情勢の変化に対応できる「柔軟性」や「ゆとり」のあるフレキシブルな庁舎

新庁舎は、現状の課題の解消だけでなく、将来的な動向を見据えた施設とする必要がある。庁内での組織変更や、事務の委譲による新たなサービスへの対応が可能な「柔軟性」や、「ゆとり」に配慮することで、自由度の高い庁舎とする。

- ・ 部署の配置替えに伴うレイアウト変更に対応できる空間とする。
- ・ 机上面照度、空調、フロアーコンセント、照明機器、空調吹出口の配置を検討し、レイアウト変更に対応できる計画とする。
- ・ 組織変更や、用途変更などによる設備対応が容易な計画とする。
- ・ OAフロアなどを採用し、情報化環境の変更に柔軟に対応できる計画とする。
- ・ 執務環境はできるだけ「何処でも同じになる」＝「均一化した空間になる」よう計画する。

### 2) 無駄をなくし、限りあるスペースの集約や統合をし、効率的で使いやすい執務環境を持つ庁舎

機能的で効率的な施設構成を検討することで、無駄なスペースの削減や、スペースの集約及び分散などにより利用効率を高めるなど、市民や職員にとって利用しやすい執務環境を整備する。

- ・ リフレッシュルームを設置し、職員が人目を気にすることなく各自昼食等を取ることを可能にする。
- ・ 共用倉庫（書庫）は、収蔵効率を高める計画とする。

### **3) 長寿命化に対応した庁舎**

新庁舎の骨格となる構造躯体を含め、各部位の長寿命化を図るとともに、計画段階から、耐久性のある材料（内外装材）の採用や、機械設備機器の更新や内外装の改修などのメンテナンス性や保全補修計画を考慮することで、長く使用できて効率の良い運用が可能な庁舎となる。

### **4) 情報システムの急速な変化に対応できる庁舎**

情報化への対応は、庁内のLAN環境だけでなく、行政事務のオンライン化や、ネットワークを通した地域住民への行政サービスの提供、各種行政間ネットワークなど庁舎内外に渡っている。情報化の進化に柔軟に対応可能な保守・管理の部門が求められており、市民開放スペースや執務環境においても将来的な動向を見据えて柔軟に対応できる環境を計画する必要がある。また、情報セキュリティに配慮した庁舎とする。

- ・ LAN環境の構築や保守及び管理業務に必要な諸室を確保する。
- ・ 総合的な通信網の整備を念頭に大容量化、高速化に対応できる計画とする。
- ・ 市民開放スペースで、市民が利用できる公共無線LAN等の設置及びその拡張性を担保する。
- ・ OA機器の省スペース化及び設置個数の増加を考慮したスペースの検討をする。
- ・ 個人情報の漏洩防止への策を講じたものとする。
- ・ 庁舎内の交換機については、将来的な通信システムを配慮したものとする。

### 3. 新庁舎に求められる部門構成

#### 1) 新庁舎に配置となる部門・部署

表 3-1 新庁舎に配置となる部門・部署

部門（部）	部署（局・課）
市長公室	秘書広聴課、企画課
総務部	総務課、財政課、管財課、総合窓口課
市民生活部	市民課、税務課、保険課、生活環境課
保健福祉部	社会福祉課、高齢者福祉課、児童福祉課、健康増進課
産業建設部	農政課、商工観光課、建設課、道路維持課 都市計画課、下水道課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、生涯学習課
会計	会計課
水道事業	水道局
議会	議会事務局
農業委員会	農業委員会事務局
監査委員	監査委員事務局

※部門構成については、平成 22 年 4 月時点の想定される部署としている。

## 2) 新庁舎の部門・部署配置

### (1) 部門・部署配置について

1階は、市民サービスとしてのワンストップ行政サービスの提供に配慮し、窓口、相談コーナー、待合ロビー、市民ロビー等の機能を充実し、窓口対応が主となる部署を配置する。

他階は、必ずしも窓口業務が主体とならない部署や議会部門等を配置する。

表 3-2 部門・部署配置

1階に配置		他の階に配置	
部門(部)	部署(局・課)	部門(部)	部署(局・課)
総務部	総合窓口課	市長公室	秘書広聴課、企画課
		総務部	総務課、財政課、管財課
市民生活部	市民課、税務課	保健福祉部	健康増進課
	保険課、生活環境課	産業建設部	農政課、商工観光課、建設課 道路維持課、都市計画課、下水道課
保健福祉部	高齢者福祉課	教育委員会	教育総務課、学校教育課、生涯学習課
	児童福祉課	議会	議会事務局
	社会福祉課	農業委員会	農業委員会事務局
会計	会計課	監査委員	監査委員事務局
水道事業	水道局		

※部門・部署名や配置は現時点での想定であり、将来的な組織変更により変更があります。

### (2) 新庁舎の配置構成のイメージ

新庁舎はワンストップ行政サービスの提供を想定することから、各部署に対する来庁者のアクセス性に配慮する必要がある。来庁者の利用が高い各部署の執務スペースや市民開放を想定した会議室等は低層階を中心に配置し、また、執行部門や議会部門を上層階に配置した場合、下図のような断面構成となる。

図 3 配置構成のイメージ



## 4. 機能空間の考え方

新庁舎は行政業務の場であるとともに市民交流の場としての役割を期待し、行政事務所として当然必要である機能により構成される。「2. 新庁舎の施設整備の考え方」に基づき、新庁舎の機能空間について具体的な検討を行う。

### 1) パブリック部門（受付、ロビー）

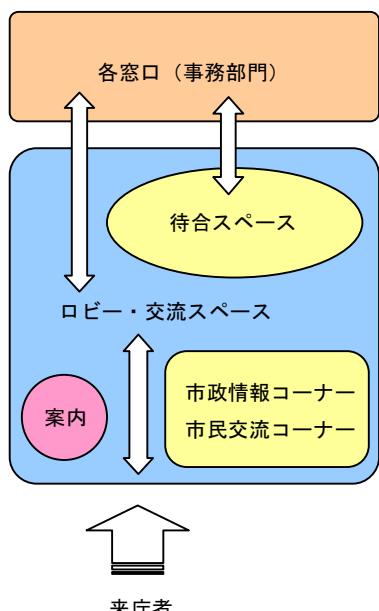
#### ○方針

- 市民が利用しやすい場として、明るく快適な環境であること。

#### ○内容

- 明るく開放的な空間とする。
- オープンで一体的な空間とし、各窓口や各部署との関連性を考慮し、来庁者にわかりやすく、移動しやすい空間とする。
- 十分な広さの待合いスペースを確保し、ロビーとの一体感に配慮した計画とする。
- ワンストップ行政サービスを想定する。
- 災害時の一時的な避難場所となることを想定し、広く、ゆとりのある空間とする。
- 市政情報コーナー、市民交流コーナー等を設置し、市民との交流のスペースを確保する。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに対応し、安全に配慮した空間とする。

#### ○イメージ



ロビー空間のイメージ

## 2) 窓口部門（カウンター、相談コーナー、待合スペース）

### ○方針

- ・ 窓口スペースは、来訪する市民、その他様々な来庁者にやさしく、わかりやすい行政サービスが提供できる環境であること。

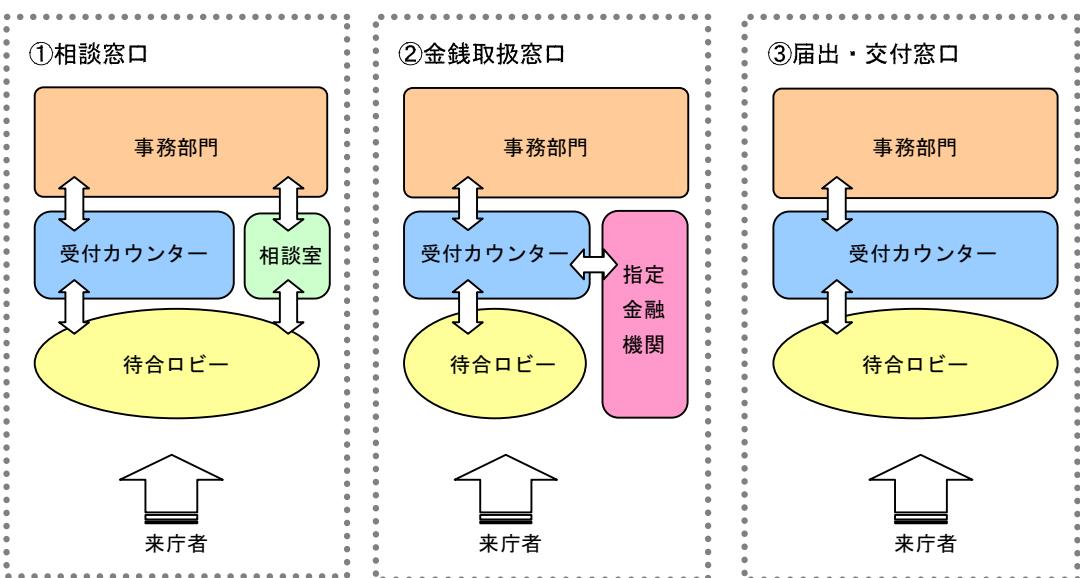
### ○内容

- ・ 1階に配置する窓口スペースは、明るく、開放的な空間とする。
- ・ 広く、ゆとりのある待合いスペースを計画する。
- ・ ワンストップ行政サービスを想定して、市民が利用しやすい窓口スペースとする。
- ・ 各課窓口の業務内容により、各業務に対応した適切な空間を計画する。
- ・ 窓口のカウンターは利便性及び車椅子での利用に配慮する。
- ・ 指定金融機関の窓口を計画する。
- ・ 相談室は利用しやすい位置とし、利用者のプライバシーに配慮する。
- ・ 覗き見等による個人情報の漏洩に配慮した計画とする。

### ○イメージ

#### [窓口業務の内容]

- ①相談窓口：市民相談・福祉相談・苦情相談などの窓口業務
- ②金銭取扱窓口：会計課や税務課等の金銭を取り扱う窓口業務
- ③届出・交付窓口：市民課の届出・証明等の交付を行う窓口業務



※相談室は各部署で共用することも想定し、適切な場所に設置する。

### 3) 事務部門（執務室、会議室、リフレッシュコーナー、更衣室、倉庫）

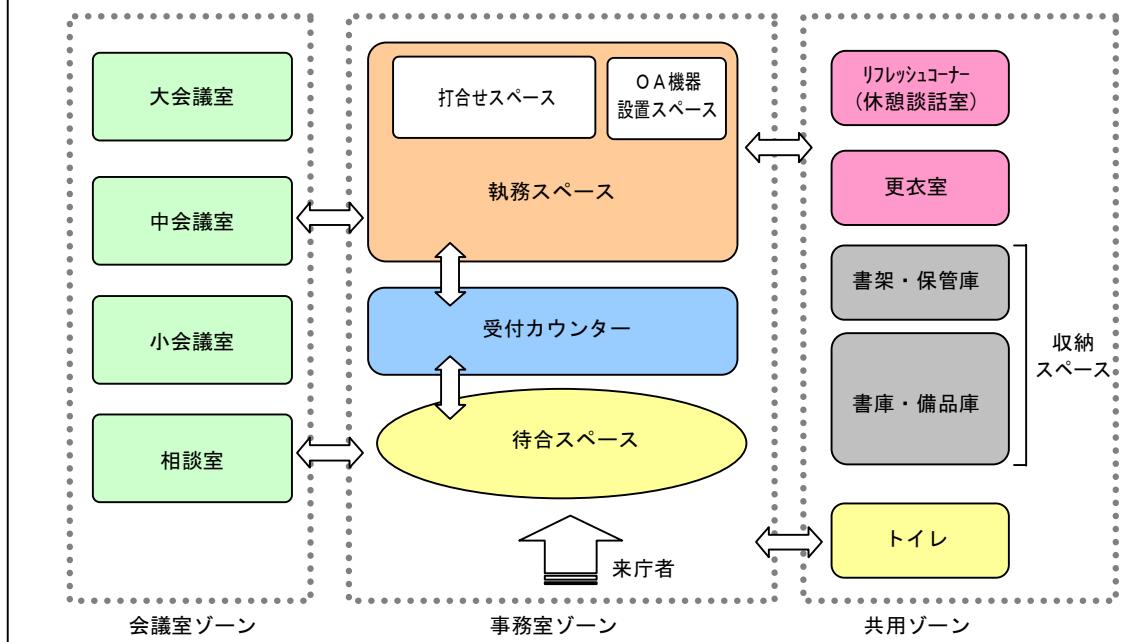
#### ○方針

- ・ 業務への意欲と集中力が高められ、かつ能率的で快適な執務環境であること。
- ・ 3つのゾーン（事務室、会議室、共用）の関係において、利便性の高い環境であること。

#### ○内容

- ・ 執務スペースはオープンで一体的な空間とし、課内外のコミュニケーションがとりやすい職務環境とする。
- ・ 将来的な組織改正、レイアウト変更に対応可能なフレキシブルな空間に配慮する。
- ・ 各部署の配置は、部署間の関係性に配慮し、相互に連携しやすい配置とする。
- ・ OAフロアを採用し、情報化への対応に配慮する。
- ・ 来庁者、職員、議会関係者等の動線をできるだけ分離したゾーニングを考える。
- ・ 会議室は、利用人数に応じて、数種類のタイプを用意し、効率的な運用と集約化に配慮する。
- ・ 会議室の市民開放を想定し、計画的に配置する。
- ・ 中大会議室は可動間仕切りを活用し、スペースの有効利用に配慮する。
- ・ 適正規模の書庫、倉庫、OA機器（コピー機等）設置スペース等を計画的に配置する。
- ・ 適正規模の収納スペース（書架・保管庫等）を計画的に配置する。
- ・ 適正規模のリフレッシュコーナー（休憩談話室）を計画的に配置する。また、給湯設備の設置を検討する。
- ・ 将来的な勤務職員数の変化を考慮し、適正規模のロッカ室（更衣室）を計画的に配置する。

#### ○イメージ



## 4) 執行部門（市長室、庁議室、応接室、防災対策室）

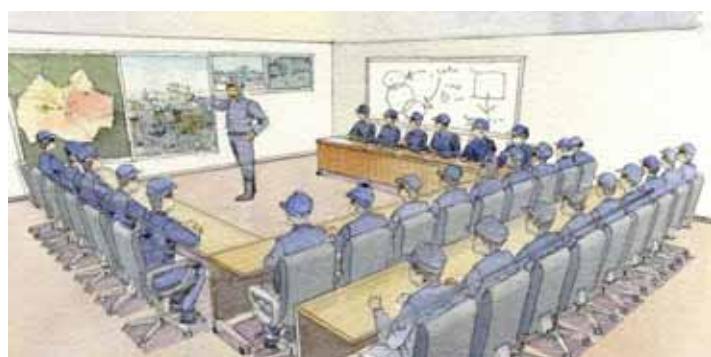
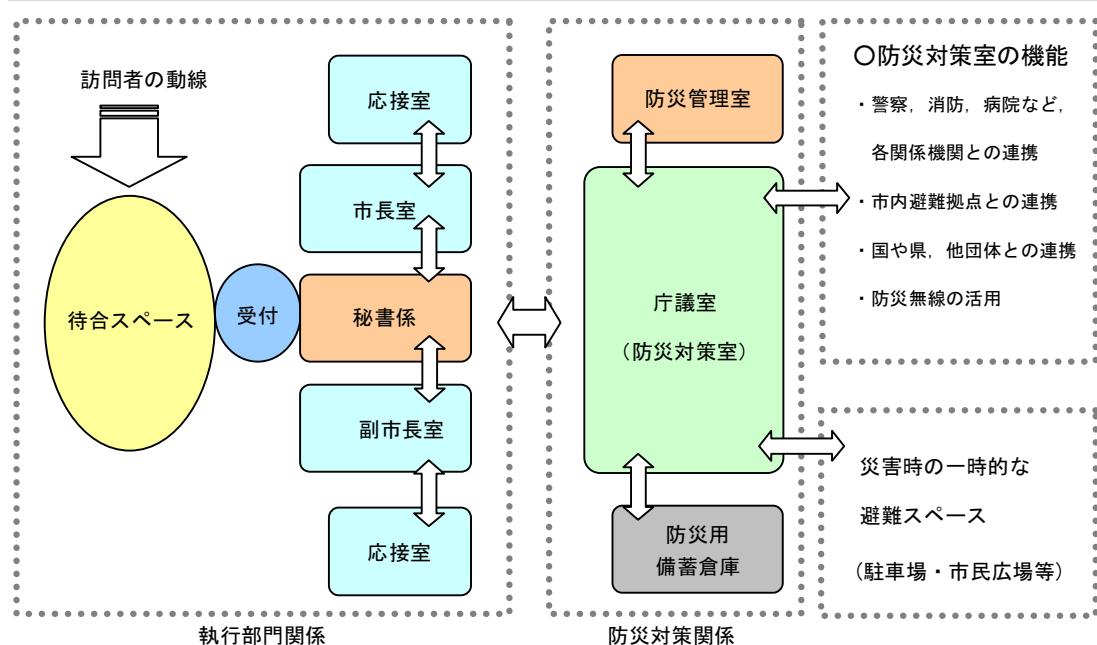
### ○方針

- ・ 執行部門は市政の拠点として、迅速な指示が行える環境であること。

### ○内容

- ・ 執行部門の動線と、庁内の他動線との関係に配慮する。
- ・ 執行部門と、議会部門及び他部門との配置に配慮する。
- ・ 市長室、副市長室を設置する。
- ・ 訪問者のチェックと、面会の管理を行う受付を設置する。
- ・ 執行部門に来客用の待合スペース（ロビー）を設置する。
- ・ 庁議室は、災害時の指示拠点となる防災対策室を兼ねるよう計画する。
- ・ 庁議室は、市長室や他部門の配置との関係に配慮する。
- ・ 専用の応接室を設置する。

### ○イメージ



庁議室（防災対策室）のイメージ

## 5) 議会部門（議場、委員会室、議員控室、議員ロビー）

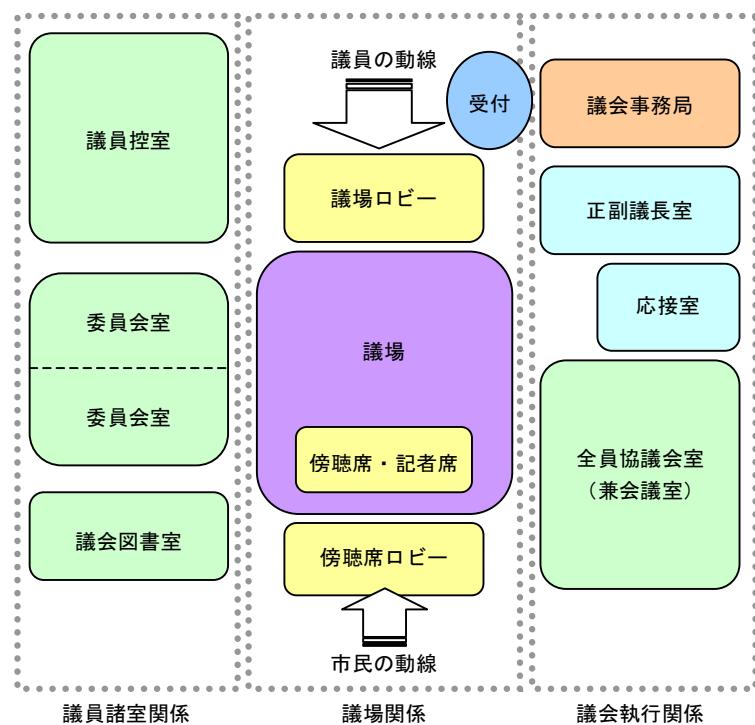
### ○方針

- ・ 本会議や委員会等を容易に傍聴できる市民に開かれた議会であること。
- ・ 議会活動が円滑に実施できる機能を備え、利用しやすい環境であること。

### ○内容

- ・ 議会部門の動線と、庁内の他動線との関係に配慮する。
- ・ 議会事務局は動線上わかりやすい位置に設置し、議員や来訪者への対応をしやすくする。
- ・ 議場は、円滑な議会運営ができる機能的な空間とする。
- ・ 議場には傍聴席ロビーや議員ロビーを計画する。
- ・ 議場に隣接して、職員控室（執行部控室）を設置する。
- ・ バリアフリーに対応し、傍聴席は車椅子での利用に対応した計画とする。
- ・ 全員協議会室を設置する。
- ・ 委員会室は、同時開催を想定し、適正規模の室数を設置する。また、傍聴席を設置する。
- ・ 正副議長室を設置する。
- ・ 応接室（会議室を兼ねる）を設置する。
- ・ 議員控室は、将来的な議員数や、会派室としての利用を考慮して設置する。
- ・ 議会図書室を設置する。
- ・ 全員協議会室及び委員会室は会議室を兼ねる運用を検討する。

### ○イメージ



## 5. 設備計画の考え方

庁舎としての安全性、信頼性、快適性、省エネルギー性を考慮した計画を行う。

### 1) 電気設備の方針

#### (1) 自家発電設備

庁舎内の重要負荷への停電時送電用として自家発電設備を設置する。負荷は防災設備及びエレベーター・給排水ポンプ類・無停電電源設備・運用上必要な部屋の照明とコンセント等の設備とする。

#### (2) 照明設備

各主要室の照度は JIS Z 9110-94 を確保するよう検討し、照明器具の仕様・配置を計画する。

#### (3) 情報通信設備

将来の組織改正や用途変更等、また、情報システムの変化による設備更新にも対応できるよう、庁内の LAN 環境に必要な配管・配線を行い、フレキシブルな設備方針や配管・配線計画とする。

#### (4) 構内電話設備

局線通話および内線通話可能な構内交換設備を構築する。

将来の組織改正や用途変更等、また、情報システムの変化による設備更新にも対応できるよう、庁舎内は基本的に内線による通話を可能とし、フレキシブルな設備方針や配管・配線計画とする。

#### (5) 放送設備

放送設備は、消防法に定める非常放送設備、業務放送兼用設備として計画する。

#### (6) テレビ共同受信設備

テレビ共同受信設備は共同アンテナ方式とする。

#### (7) 自動火災報知設備

火災の早期発見を目的とした自動火災報知設備を設置する。

## (8) 通信機能の確保について

災害時に施設の活動に必要な情報の収集・伝達等の機能を確保するため、以下の設備を配慮する。

- ・防災無線（県・市防災）の活用や、電話回線等のインターネット網の利用を考慮する。
- ・緊急地震速報への迅速な対応に配慮する。
- ・県や市内設置の地震計との連携に配慮する。

## (9) 情報処理・処理機能について

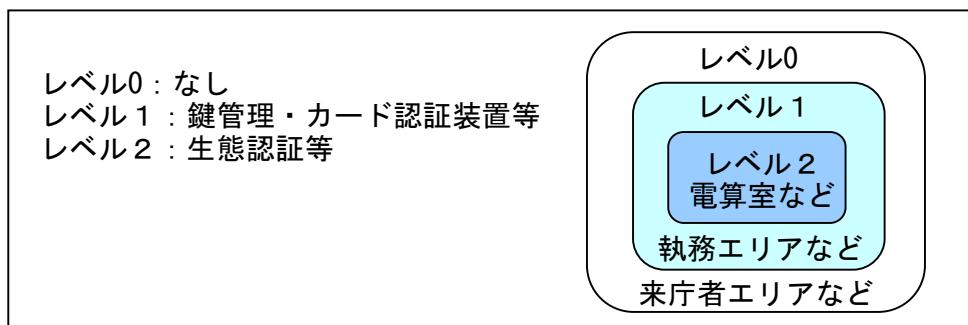
近年の情報技術の発展に伴い、新庁舎においても庁内LANの高速化や他自治体とのネットワーク対応など、信頼性の高い設備計画が必要となることから、以下の項目に配慮する。

- ・OAフロアを採用し、自由な配線が可能な計画とする。
- ・将来の情報通信網設備に対応可能な方式として、PHSやIP電話方式、高速光無線LAN等の導入を考慮する。
- ・情報ネットワークは、情報レベル（セキュリティ）や、情報種別の違いにより、窓口専用LAN及び一般庁内LANの2系統の設置を考慮する。また、情報通信の高速化、将来の機器増設等のスペース等を考慮する。
- ・電算室（サーバー室）は水害等の災害時の安全性に配慮して、可能な限り中層階以上に確保する計画とする。

## (10) セキュリティ設備について

セキュリティーレベル（事務エリア、電算室など）を考慮し計画する。

図5 セキュリティーレベル



## 2) 機械設備の方針

### (1) 空調設備

- ・空調を要求する室に対し、負荷傾向・使用条件・環境条件などに応じて適切に空調できるようにするとともに、間仕切りの変更等に柔軟に対応できるようとする。
- ・空調システムについては、施設利用形態・地域特性を考慮し、省エネルギー・省コストとなるシステムを検討する。
- ・運用は中央管理室より発停・温度設定等が可能とし、消し忘れ防止等の運用段階における省エネルギーを可能とするシステムとする。
- ・防災活動上および用途上非常時にも稼働する必要のある室は独立したシステムとし、非常電源等、空調運転に必要なエネルギーの供給を行う。

### (2) 換気設備

換気の要求条件に応じて適切な換気方式を採用する。

### (3) 給水設備

上水道本管より市水の引き込みを行い、必要各所に上水を供給する。供給は上水系統と雑用水系統の2系統とし、雑用水系統には雨水ろ過水の供給を検討する。

### (4) 給湯設備

必要箇所に給湯を供給する。中央方式・局所方式については、利用形態・配置等を考慮して計画する。

### (5) 排水設備

下水道本管に放流する。また、災害時の下水道断絶に備え、非常用汚水貯留槽の設置を検討する。

### (6) 防災設備

建築基準法・消防法等の関連法令・条例等に準拠し、排煙設備・消火設備等を計画する。

## 6. 敷地配置計画

### 1) 配置計画の基本的な考え方

計画敷地は、下記に示す3つの機能的なゾーン（区域）を明解に分けて、市民や職員にとって利用しやすい配置計画を考慮する。

#### (1) 庁舎ゾーン

- ・敷地の概ね中央部に庁舎ゾーンを計画する。
- ・庁舎周囲は将来の変化に対応可能なゆとりのある計画とする。

#### (2) 駐車場ゾーン

##### ①来庁者用駐車場

- ・150台の屋外平面駐車場を確保する。
- ・敷地南側若しくは東側の配置を計画する。

##### ②職員用駐車場

- ・350台（議員用を含む）の屋外平面駐車場を確保する。
- ・敷地北側の配置を計画する。

##### ③公用車用駐車場

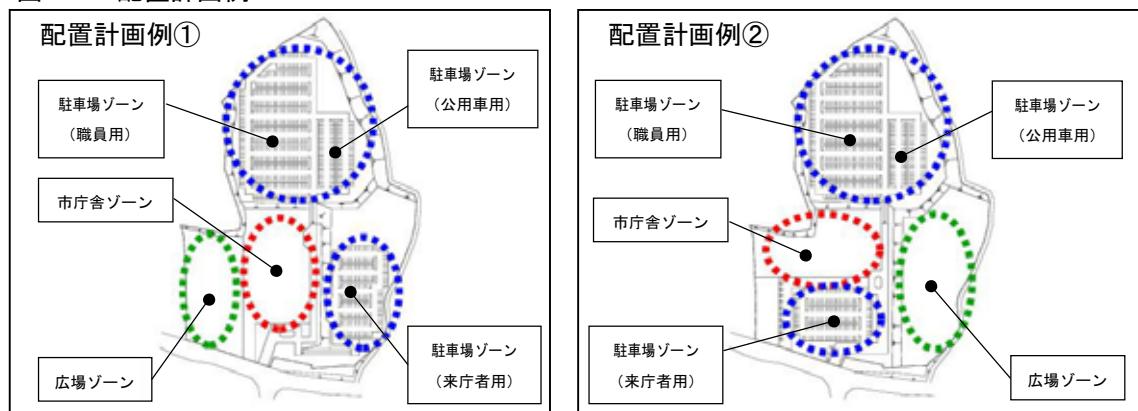
- ・110台の屋外平面駐車場を確保した計画とする。（そのうち、20台程度を新庁舎建物内に確保する。）
- ・敷地北側に計画する。

#### (3) 広場ゾーン

- ・屋外の市民開放スペース（屋外広場）として計画する。
- ・敷地の東側、若しくは西側の配置を計画する。
- ・将来の変化に対応可能なスペースとして計画する。
- ・災害時の一時的な避難場所として計画する。

上記を基に、敷地配置計画の方向性を下図に示す。駐車場ゾーン（来庁者用）、及び広場ゾーンの考え方により、2つの配置計画に分かれる。

図 6-1 配置計画例



## 2) 配置計画の方針

前項の基本的な考え方を踏まえて、下記の方針により各ゾーン及び全体配置を計画する。

### ①庁舎のわかりやすさ

現状地盤の高低差を利用して、庁舎の位置がわかりやすい、認識しやすい計画とする。

### ②庁舎計画の自由度

建物の形態やボリュームに整合した計画とする。

### ③駐車場の利用のしやすさ

来庁者と職員の車動線を分離し、動線の交錯に配慮した計画とする。

### ④周辺環境への配慮

駐車場外周部に植栽による緩衝帯を設けるなど、周辺環境のゆとりを持たせた計画とする。

### ⑤前面道路との接続性

来庁者の利便性や、前面道路からの入りやすさに配慮した計画とする。

### ⑥バリアフリーや安全性への配慮

計画敷地に高低差があることからバリアフリー対応の計画とし、また、歩車分離を考慮し、来庁者の安全性に配慮した計画とする。

### ⑦庁舎廻りの環境

庁舎廻りは充分なゆとりを確保し、市民開放スペース等を計画できる配置とする。

### ⑧環境負荷への配慮

庁舎の位置や方位等に配慮し、環境負荷の低減に努める。

### ⑨防災計画への配慮

災害時の防災活動を行う外部スペース、市民の一時的な避難場所として利用しやすい計画とする。

### ⑩現状地盤の利用

可能な限り現状地盤を利用し、工事費の削減に努める。

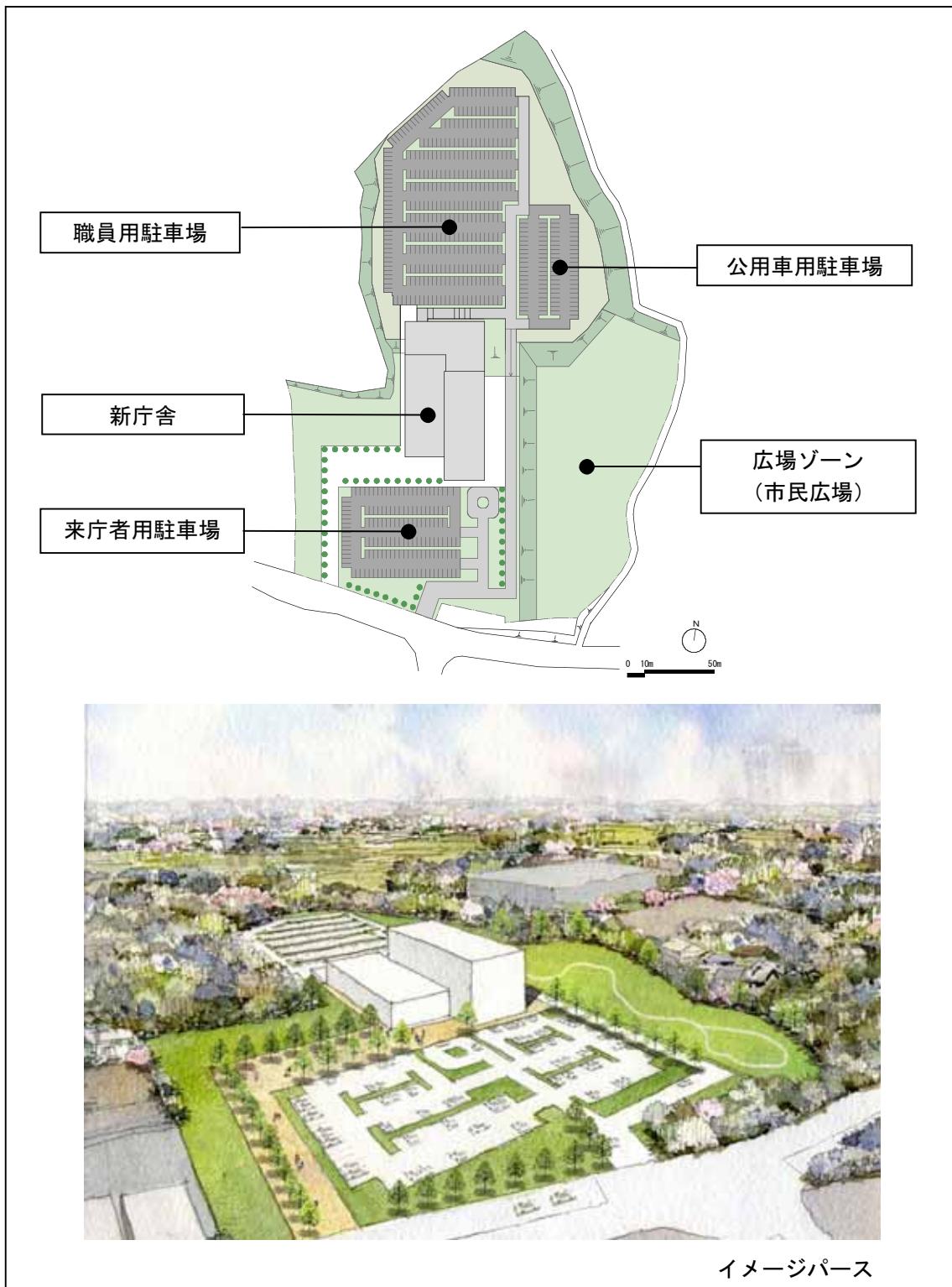
### ⑪将来計画の柔軟性

将来計画に対応できる、まとまったオープンスペースを確保した計画とする。

### 3) 配置計画のイメージ

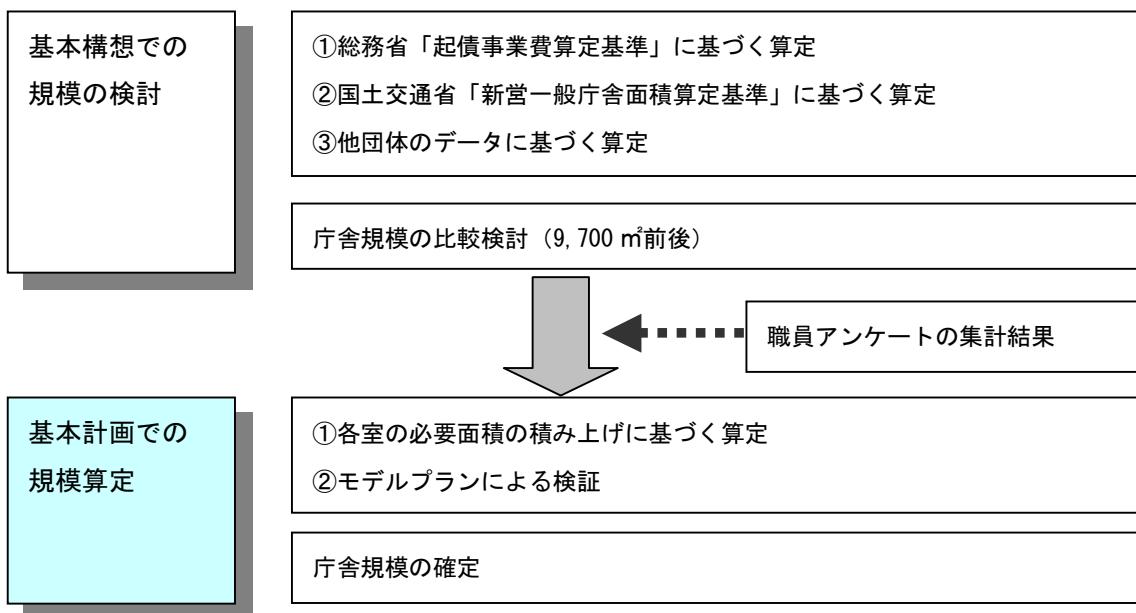
前項の方針を踏まえ、下図に配置計画のイメージを示す。

図 6-2 配置計画のイメージ



## 7. 新庁舎の規模算定

新庁舎の規模については、基本構想では 9,700 m<sup>2</sup>程度を適正規模としたが、基本計画においては、現況や将来の動向、バリアフリー及びユニバーサルデザインへの対応などを考慮して、各室の単位空間の必要面積を積み上げによる算定を行い、全体面積を算定するものとする。また、併せてモデルプランによる検証を行うこととする。



### 1) 新庁舎規模に関する前提条件

庁舎規模を算定する前提条件として、将来の動向や都市発展の可能性を考慮し、次のように設定する。

#### (1) 新庁舎勤務職員数

現 4 庁舎及び 2 分庁舎の職員が新庁舎に移転する計画とし、配置される職員数を 317 人（平成 22 年 4 月見込）とし、これに特別職 3 人を含め、320 人とする。

#### (2) 議員数

市議会の議員数は、「稲敷市議会議員の定数を定める条例」に定める 22 人とする。

#### (3) 駐車場

公用車 20 台分程度の駐車場を建物内に計画する。

## 2) 各室の積み上げによる規模算定

前項の前提条件を基に、各室の必要面積を積み上げによる規模算定の結果、新庁舎建物内に計画する駐車場を含め、新庁舎の延べ床面積は 10,700 m<sup>2</sup>程度となる。

表 7-1 新庁舎の規模算定

単位 : m<sup>2</sup>

機能	主なスペース	基本計画 (単位空間積み上げ)
事務室関係	執務スペース等	2,540.00
特別職関係	市長室、副市長室、応接室等	300.00
会議室関係	会議室、庁議室、相談室等	860.00
議会関係	議場、委員会室、議員控室等	780.00
その他諸室	更衣室、休養室、書庫、防災用備蓄倉庫、OA管理室等	1,490.00
共用スペース	廊下、階段、エレベーター、トイレ、機械室、市民ロビー等	3,980.00
<b>小計</b>		<b>9,950.00</b>
駐車場		750.00
<b>合計</b>		<b>10,700.00</b>

### (1) 事務室関係

執務スペースについては、打合せスペースやOA機器（コピー機等）設置スペースを含め、現庁舎の利用状況及び執務スペースのゆとりを考慮して、算定した。

### (2) 特別職関係

市長室や副市長室、応接室等の必要諸室を想定し、算定した。

### (3) 会議室関係

現庁舎の会議室の利用状況を基に、規模及び室数を想定し、算定した。

### (4) 議会関係

議場及び委員会室、議員控室等の必要諸室を想定し、算定した。

### (5) その他諸室

更衣室や休養室、書庫、防災用備蓄倉庫、OA管理室等の必要諸室を想定し、算定した。

### (6) 共用スペース

廊下、階段、エレベーター等の動線部分やトイレ、機械室、市民ロビー等の必要スペースを想定し、算定した。

### 3) 事業費概算

前項の規模算定に基づき、事業費を試算する。

#### (1) 敷地規模の設定

表 7-2 敷地規模

項目	概要	面積
庁舎(本体)	建築面積 (地上 5 階, 地下 1 階程度)	3,900 m <sup>2</sup>
外構	来庁者駐車場	3,750 m <sup>2</sup>
	職員用駐車場, 公用車用駐車場	11,000 m <sup>2</sup>
	車路等	3,300 m <sup>2</sup>
	屋外広場等	3,200 m <sup>2</sup>
	その他外構 (法面, 緑地 他)	25,022.91 m <sup>2</sup>
	小計	50,172.91 m <sup>2</sup>

※上記面積は、モデルプランで想定した概算面積を示す。

#### (2) 新庁舎建設の概算事業費

新庁舎、外構整備を想定した結果、建設工事費は約 4.5 億円となる。

表 7-3 概算事業費 (設計業務概算を除く)

概要	計 (円)
庁舎本体工事	3,766,000,000
外構工事	204,000,000
その他工事	315,000,000
工事費 計	4,285,000,000
合計 (消費税含)	4,499,250,000

※その他工事は、家具、LAN設置工事を含む。